

「平成 29 年度以降の水銀使用廃製品の取扱い」のお知らせ

淡路広域行政事務組合

平成 29 年 4 月 1 日より、「水銀使用廃製品」(※1)においては、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」による水銀廃棄物の対策強化のため、粗大ごみ処理場では、取扱いができなくなります。

一般家庭から出る「一般廃棄物」の取扱いについては、現在 3 市において、それぞれ「水銀使用廃製品」の集積場所を下記の通りとしておりますので、それぞれの集積場所に運搬頂きますようお願い致します。

洲本市	洲本ストックヤード	洲本市下内膳 2106
	みつあい館	洲本市栄町四丁目 3 番 28 号
	五色ストックヤード	洲本市五色町都志万歳 1105 番地 1
南あわじ市	中央リサイクルセンター	南あわじ市榎列上幡多 1911-1
淡路市	岩屋エコプラザ	淡路市岩屋 3242-1

また、事業者の方から出る「水銀使用廃製品」は、「産業廃棄物」として廃棄物処理法第 3 条(※2)にありますように、事業者により、許可業者に処理委託されるなど、適正に処理頂きますようお願い致します。

なお、「産業廃棄物」に関するお問い合わせは、淡路県民局環境課(0799-26-2072)へお願い致します。

※1 水銀使用廃製品

主な水銀使用製品

- ① 照明機器(蛍光灯、冷陰極蛍光ランプ、HID ランプ)

なお、LED ランプ等には水銀は使用されていません。

- ② 医療用計測機器(血圧計、体温計)
- ③ 工業用計測機器(温度計、圧力計)
- ④ 電池全般

※2 廃棄物処理法第 3 条

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

